

「振り込め詐欺」に対する注意について 総務省定額給付金室からのお知らせ

ここ数年一向に被害が絶えない振り込め詐欺等の犯罪が社会問題となっている中、政府与党において緊急経済対策の一環として「定額給付金」の給付が決定されています。そこで総務省では、「定額給付金の給付をよそおった振り込め詐欺等の犯罪防止」のため、広報活動を行っています。



定額給付金の給付をよそおった 「振り込め詐欺」や「個人情報の 詐取」にご注意ください。

今般、与党において決定された「定額給付金」については、住民の皆様へのご連絡や給付を行う段階ではありません。具体的な給付の方法などが決まり次第、速やかに広報いたします。

このため、「定額給付金」に関して、

- 市区町村や総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市区町村や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市区町村や総務省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市区町村や総務省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談電話(#9110))にご連絡ください。

～総務省広報誌2008年12月号背表紙より～



●問い合わせ先 企画課企画政策係 ☎72-2111 内線224

住宅用地の申告のお願い

平成20年1月2日から平成21年1月1日の間に、住宅用地としての土地の利用を変更された人、または新たに土地を住宅用地として利用されている人は、住宅用地特例の適用が変わりますので、申告が必要です。

※住宅用地とは、1月1日(賦課基準日)現在において、住宅として使用されている家屋の敷地の用に供されている一画の土地をいいます。新たに住宅の建設が予定されている土地や、住宅が建設されつつある土地は住宅用地とはされません。

○具体的には、次のような場合になります。

1. 住宅を**新築・増築**した場合(既に家屋調査が済んだものを除く)
2. 住宅を**新たに取得**した場合(既に家屋調査が済んだものを除く)
3. 住宅を**取り壊した**場合(既に滅失登記が完了したものを除く)
4. 住宅を店舗・事務所などとして利用し始めた場合
5. 店舗・事務所などを住宅として利用し始めた場合
6. 土地の利用を変えた場合(例:住宅の庭を賃貸駐車場にしたなど)

【申告の方法】

固定資産税の住宅用地等申告書に必要事項を記入の上、税務課資産税係へ申告書をご提出ください。

なお、別途関係書類を提出していただく場合もあります。

※固定資産税の住宅用地等申告書は、税務課資産税係で配布しております。

また市のホームページのお役立ちにある申請書ダウンロードからもダウンロードできます。

ホームページ <http://www.city.ogori.fukuoka.jp>

【申告の期限】

申告は平成21年2月2日(月)までをお願いします。

詳しくは税務課資産税係までお問い合わせください。

●問い合わせ先 税務課資産税係 ☎72-2111 内線122,123

